

11月 12月 県税・市町村税 徴収強化月間

税の納め忘れは ありませんか？

納付できない特別の
事情がある方は必ず
ご相談ください。



すま第14-143号



催告しても納付していただけない滞納者に対しては、財産の差押などの滞納処分を行います。

徳島県・県内全市町村

【お問い合わせ先】 市税務課納税担当（市役所1階）

☎32・3928 / FAX33・3401

Mail:nouzei@city.komatsushima-i-tokushima.jp

令和3年度分の固定資産税の軽減措置について

（中小企業・小規模事業者対象）

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策
における税制措置

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年度分に限り、事業用家屋および償却資産に係る固定資産税の負担を軽減します。

【軽減の対象となる納税義務者および軽減割合】

一定の収入の減少（※1）があった中小事業者等（※2）で、令和3年2月1日（月）までに申告をされた方の事業用家屋および償却資産に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準を2分の1またはゼロとします。

※1 令和2年2月から令和2年10月までの間における任意の連続する3ヵ月の事業収入の合計が、前年の同時期と比べて、30パーセント以上50パーセント未満減少している方は課税標準が2分の1に、50パーセント以上減少している方は課税標準がゼロになります。

※2 ①資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人（※3）、②資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人、③常時使用する従業員数が1,000人以下の個人がそれぞれ対象

※3 同一の大規模法人に発行済株式または出資の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人、2社以上の大規模法人に発行済株式または出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人は、資本金が1億円以下でも対象とはなりません。

【提出書類】 特例申告書、特例対象資産一覧、事業収入が減少したことを証する書類の写し、特例対象家屋の事業専用割合を示す書類（写し）等

【申告・お問い合わせ先】

市税務課固定資産税担当（市役所1階）

☎32・2115/FAX33・3401

Mail:koteishisanzei@city.komatsushima.
i-tokushima.jp